

中山間地域等における多面的機能の維持・増進

中山間地域等直接支払制度について、多面的機能の維持・増進を図るため、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた前向きな取組等を引き続き推進。

21,800(21,800)百万円

1 ポイント

耕作放棄地の増加等による多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業生産活動等が継続されるよう、農業生産条件の不利を補正するための支援として、中山間地域等直接支払制度を継続実施。

2 事業の概要

中山間地域等直接支払交付金

21,800(21,800)百万円

(1) 対象地域

特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興開発特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法の指定地域及び都道府県知事が指定する地域

(2) 対象農用地

対象地域のうち、傾斜等により生産条件が不利な農用地区域内に存する1 ha以上の一団の農用地

(3) 対象行為

集落協定等に基づき、①集落の将来像を明確化した活動計画の下での5年間以上継続して行われる農業生産活動等、②一定の要件の下での農用地保全体制の整備（必須要件）や地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動（選択的必須要件）の実施

(4) 対象者

集落協定等に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等

3 事業実施主体等

(1) 事業実施期間：平成17年度～平成21年度

(2) 事業実施主体：中山間地域等の市町村

(3) 補助率：定額

[担当窓口課：農村振興局整備部地域整備課(03-3501-8359(直))]

中山間地域等直接支払制度の継続的な実施

中山間地域は我が国農業・農村の中で重要な位置

- 国土面積の69%
- 耕地面積の42%
- 総農家数の43%
- 農業産出額の37%
- 農業集落数の50%

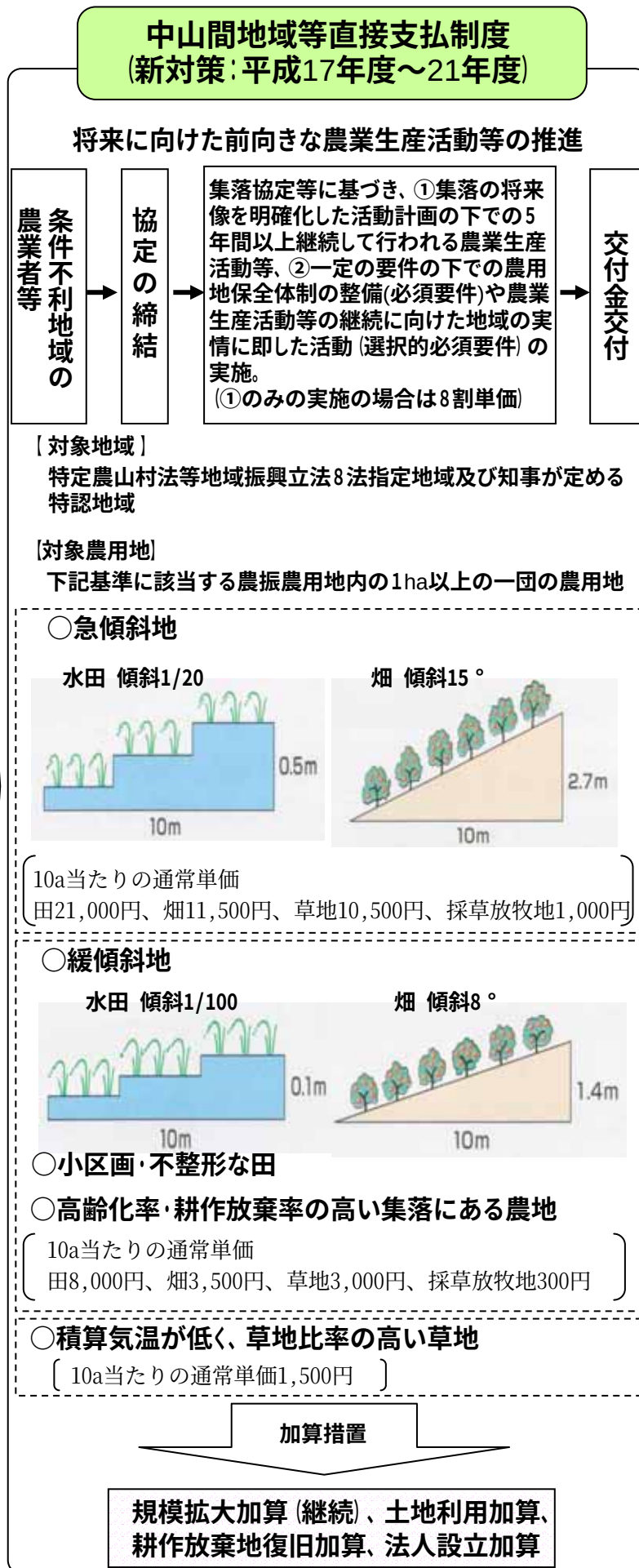
中山間地域の現状

- 農業生産条件の不利性
- 高齢化・過疎化の進展
- 担い手の不足
- 恵まれない就業機会
- 生活環境整備の遅れ
- 地域資源の維持管理が低下

耕作放棄地の増大

食料供給機能及び多面的機能の低下

農業生産条件の不利を補正



効 果

- 農業生産活動の継続
- ・耕作放棄の復旧・防止

- ・農道・水路の適切な管理
- 多面的機能の発揮
- ・農作業体験を通じた都市住民との交流

- ・周辺林地の下草刈り
- ・景観作物の作付等
- 集落営農化等自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備